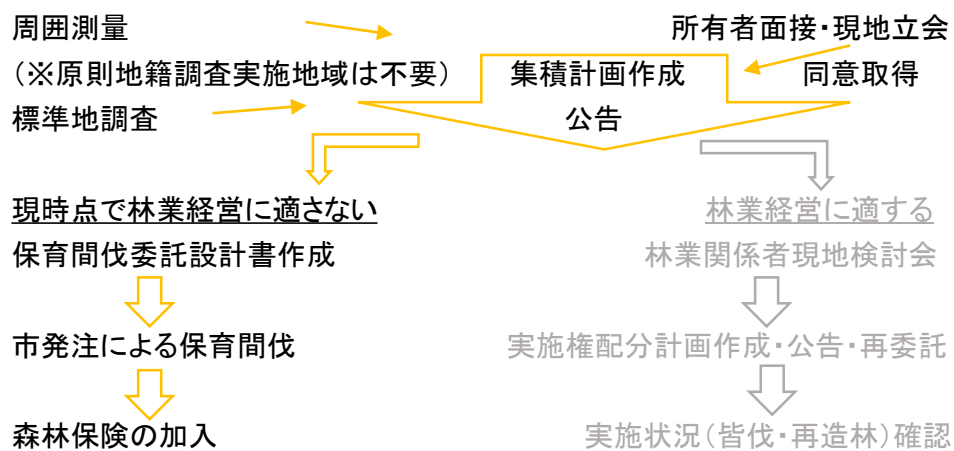


森林経営管理制度に基づく市による森林管理

森林環境譲与税を活用して

○ 森林経営管理法に基づく意向調査の結果や申し出から、現地調査及び森林所有者の同意取得のうえ、経営管理権集積計画の作成・公告を行い、市の管理事業（保育間伐等）を行うことで、森林の適正管理が促進されています。

事業の流れ



市の発注による保育間伐事業の内容

- ① 地域林政アドバイザーが、集積計画に基づく市の管理事業を実行するための標準地調査・保育間伐の設計書を作成
- ② 保育間伐の発注・実行
保育間伐施業の前後に、誤伐・切り残しが生じないように委託事業者と現地確認を実施
- ③ 保育間伐を行った人工林について、定期的な見回りや森林保険に加入する等の森林管理の実施
- ④ 集積計画の保育間伐や、配分計画の皆伐再造林の状況を森林所有者へ報告



(保育間伐前)



(保育間伐後)

実績

- ・集積計画による保育間伐の実施
令和3年度 8.34ha
令和4年度 7.34ha

森林環境譲与税は

標準地調査、保育間伐の委託費用
保育間伐後の森林保険料
に充てています。